

いばらき×桃鉄 イベント投影業務委託仕様書

1 委託業務名

いばらき×桃鉄 イベント投影業務委託

2 委託業務の目的

2019年の茨城国体における全国都道府県対抗eスポーツ選手権の開催により高まったeスポーツへの関心を、県内関連産業の活性化、さらには全国へ向けた茨城の魅力発信につなげていくため、これまで競技環境の整備、人材の育成など幅広く取り組んできた結果、県内におけるeスポーツの裾野は着実に広がりつつある。

一方で、全国でeスポーツの取組が活発化していることを踏まえ、特色ある大会・イベントを企画・発信することが必要不可欠である。

そこで、いばらき観光キャンペーン推進協議会が開催する茨城デスティネーションキャンペーン（以下「DC」という。）に併せた特色あるeスポーツイベントを実施するため、県庁舎外壁をディスプレイとして当該イベントで用いるゲーム画面等をへ投影するなど独自の取組により、『eスポーツ・茨城』を発信するとともに、本県の魅力度を高めることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和5年12月29日（金）まで

4 委託金額

上限額 2,501,400 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

5 業務内容

(1) 桃太郎電鉄を活用したeスポーツイベントにおけるゲーム画面及び当該イベントを盛り上げるためのコンテンツ等の投影業務

ア 時期、場所、内容については、以下のとおりとする。

日時：令和5年11月4日（土） 17:00～19:00（イベント開催時間）

場所：茨城県庁 2階ペDESTリアンデッキ（茨城県水戸市笠原町 978 番 6）

内容：本業務とは別途委託する「いばらき×桃鉄 イベント運営業務」の受託者（以下、「イベント運営受託者」という。）が行う屋外ステージでのゲスト

等によるエキシビジョンマッチのゲーム画面等を県庁舎外壁へ投影する。
なお、実施にあたっては、受託者からの提案及び受託者と茨城DC県庁プレイパーク開催業務受託者（以下「県庁プレイパーク受託者」という。）、イベント運営受託者、いばらき観光キャンペーン推進協議会及び県と協議のうえ、決定するものとする。

（２）映像コンテンツの制作

受託者は、エキシビジョンマッチのゲーム画面を投影するほか、イベントを盛り上げるための映像コンテンツを制作するものとする。

なお、制作にあたっては、県と協議のうえ、決定するものとする。

（３）準備・設置・撤去

受託者は、当業務の実施に必要な準備、設営及び撤去を以下のとおり行うものとする。

ア 期間

令和5年11月3日（金）～5日（日）のうち必要な期間

イ 内容

（ア）プロジェクタの選択

- ・映像コンテンツの品質が低下することのないよう、照射能力等に配慮し、適切なプロジェクタを選択すること
- ・湿度や温度による結露への対策を講じるなど、設置場所の特性に応じた対応を行うこと

（イ）音響設備の設置及び電源の確保

- ・イベントの観覧者の位置を配慮した上で効果的な演出ができるよう自由に提案すること

（ウ）その他

- ・（ア）及び（イ）以外に、観覧者が楽しめるために必要な機材等について自由に提案すること

（エ）電源の確保

- ・（ア）から（ウ）までの機材の使用に必要な電源を確保すること

（オ）安全対策の検討

設置する機材に起因する事故等のないよう配慮すること（火災、腐食、落下、衝突等）

なお、設置・撤去にあたっては、県庁プレイパーク受託者等関係者と十分連携

して行うこと

(4) 実績報告書

開催内容及び結果、記録写真・映像、業務実績等をまとめた報告書を作成し、提出すること。

6 対象経費項目及びその定義

対象経費として計上できる経費項目は、次の表を参考とすること。

その他、不明な点がある場合は、県と協議のうえ、決定すること。

経費項目	内容
I 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張に係る経費
謝金	事業を行うために必要な謝金（当該イベントに参加した出演者に対する謝金、賞状の筆耕に対する謝金等）
借料及び損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品の購入に要する経費 （※金額によっては、消耗品に該当しない場合があるので、県担当者と要相談すること）
印刷製本費	事業で使用するチラシ、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
III 一般管理費	当事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件にもとづいて一定の割合の支払を認められた間接経費

7 業務委託実施に当たっての留意事項

(1) 受託者は、企画・運営の詳細やスケジュールについて、県及び関係者と十分協議のうえ、決定すること。また、県は、本業務の履行につき、著しく不相当と認められるときは、受託者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきこと

を要求することができるものとする。

- (2) 事業遂行に当たり、疑義等が生じた場合は、県と十分協議を行うとともに、本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度県と協議してこれを定めるものとする。
- (3) 業務の履行にあたり、効果的・効率的な業務実施体制を整えること。専任者を充てる必要はないが、本業務を優先的にこなせる人材を充てることとし、参加者等や県からの問い合わせに随時対応できる体制を整備すること。
- (4) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供しないこと。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止及びその他適正な管理のために必要な措置を講じること。なお、契約終了後もまた同様とすること。
- (5) 事業終了後は、当該事業により作成したデータや制作物等を遅滞なく県へ提供すること。
- (6) 委託費は、本来、県が自ら行うべき事務・事業等をその執行の適宜制・効率性等に鑑みて、他の機関（地方公共団体、公益法人、民間団体等）又は特定の者に委託して行わせる場合に、その反対給付として支出する経費のことをいい、調査費又は研究開発等の委託契約に基づく対価的性格を有する経費であって、補助金のような助成的性格のものとは異なることに留意すること。
- (7) 概算見積書には、5に記載の全てを記載すること。

8 事業実施計画書の作成

契約締結後に作成する事業実施計画書には、以下の事項を記載すること。

- (1) 事業企画案
仕様書をもとに、具体的なイベント運営方法等を提案すること。
- (2) 工程計画
業務を遂行するための実施手順及び人員配置を記載した計画を作成すること。
なお、統括責任者及び担当職員については、これまでの業務経歴（受託業務に関連する業務に限る）及び当該年度に実施予定の業務を記載すること。
- (3) 再委託等の有無及び予定

9 著作権等の取扱

- (1) 受託者は、本事業における作製物（以下「成果物」という。）が著作権法（昭和 45

年法律第 48 号) 第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物 (以下「著作物」という。) に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権 (著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。) を当該著作物の引渡し時に県に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受託者が従前より保有するものの著作権は、受託者に留保されるものとし、受託者は県及びその指定する者の必要な範囲で県及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

- (2) 県は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- (3) 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、県が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、県は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- (4) 受託者は、成果物 (業務を行う上で得られた記録等を含む。) が著作物に該当するとしないとにかかわらず、県が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、当該成果物の内容を公表することができる。
- (5) 第三者が権利を有する著作物 (ゲーム、音楽等) を使用する場合には、著作権及び肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。
- (6) 県が所有する資料 (写真等) を使用する場合には、協議のうえ、調達可能なものについては県が提供する。
- (7) 本仕様に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責任に帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

10 個人情報等の取扱い

事業実施にあたり個人情報及び法人情報を収集する際は、県に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ておくこと。

11 経理・支払等に関する条件

- (1) 経費については、業務の完了を確認するための検査（委託期間終了後の検査を含む。）において帳簿類等で確認することがある。また、本委託期間中においては、県の求めに応じて要した費用を報告すること。
- (2) 5の（1）から（5）までの各項目に要する費用について、契約時に提出した見積書の金額を超えて支出する場合には、事前に県と相談すること。
- (3) 本事業において発生した収入は本事業の事業費以外に充てることはできない。
- (4) 全ての証拠書類は、本業務完了後、5年間保存すること。